（様式第２－14号）

# 多面的機能発揮促進事業に関する計画（変更）の概要

令和8年10月16日

鹿　児　島　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第８条第４項において準用する同法第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画の変更を認定したので、同法第８条第４項において準用する同法第７条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

| 種類 | | | | 実施地域等 | | 実施期間 | 実施主体 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1号事業 | ２号事業 | ３号事業 | ４号事業 | 地域 | 重点区域との重複の有無 | | | |
| | ○ | | | 郡山地域 | 無 | R7年度　～　R11年度 | 宮脇・大下集落 | 多面的機能を増進する活動として、景観作物の作付を追加 |